

## 契 約 書 標 準 書 式 2 (特許出願中の発明を実施する場合)

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により甲名義をもって特許出願中の発明の実施契約を締結する。

### （信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

### （実施権の許諾）

第2条 甲は、次の特許出願中の発明（以下「この発明」という。）の実施権を乙に許諾する。

特許出願番号 年特許願 号

発明の名称

### （実施権の範囲）

第3条 この契約における実施権の範囲は、次のとおりとする。

(1) 期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

(2) 内容

### （第三者に対する実施権の許諾）

第4条 甲は、この発明の実施を乙以外の者（以下「第三者」という。）にも許諾することができる。

### （関連発明）

第5条 乙は、乙に属する職員がこの発明に関連して独自に発明を行い、その発明に係る特許出願を行おうとするときは、事前に甲の同意を得なくてはならないものとする。

2 前項の発明の実施に関する取扱いは、甲乙協議して定める。

3 前2項の規定は、実用新案法上の考案及び意匠法上の創作の取扱いについて準用する。

### （実施工料等）

第6条 乙は、甲に対し実施工料としてこの実施契約期間中次により計算した金額を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定するところに納入しなければならない。

2 乙は、前項の指定期日までに実施工料を支払わなかったときは、その期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、支払うべき実施工料の額につき年10.75パーセントの割合をもって算出した金額を遅延利息として甲が発行する納入通知書により、指定期日までに甲が指定するところに納入しなければならない。

3 甲は、経済事情その他に著しい変化が生じた場合には、第1項の実施工料を変更することができる。

### （実施工料の不返還等）

第7条 前条第1項の実施工料は、理由のいかんを問わず返還しない。

2 乙は、この発明に基づく特許出願に関し、拒絶査定が確定したときにおいても、当該確定日までの前条第1項に規定する実施工料の支払債務を免れることはできない。

### （報告）

第8条 乙は、1年を1月から6月まで及び7月から12月までの2期に分け、各期間におけるこの発明の実施による製品の販売金額又は生産数量、使用件数等を各期終了後1箇月以内に明細書を添えて甲に対して報告しなければならない。

### （帳簿書類の調査等）

第9条 甲は、この発明の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、乙から、この発明の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員を派遣して乙の実施に関する帳簿書類その他の物件を調査することができる。

### （実施工料の移転等）

第10条 乙は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号に掲げる理由に基づく場合は、この限りでない。

(1) 実施工事業とともにする場合

(2) 相続その他一般承継の場合

- 2 前項ただし書の規定により、乙が実施権を移転した場合は、遅滞なくこれを甲に届け出なければならない。  
(発明の表示)

第11条 乙は、この発明の実施による製品又は製品の容器、包装及び製品に関するカタログ等に特許出願中であることの表示をするよう努めなければならない。

(権利の保全)

第12条 甲は、この発明に基づく特許出願の手続を適正に遂行するものとする。

- 2 甲は、この発明に基づく特許出願に関し特許請求の範囲に著しい縮減その他著しい変更をしようとするときは、乙に事前に通知するものとする。
- 3 甲は、この発明に基づく特許出願に関し、拒絶査定が確定したときは、乙にその旨を通知するものとし、また、この発明に基づく特許出願を取り下げようとするときは、乙に事前に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、乙が損害を受けても、甲はその責めを負わないものとする。
- 5 甲は、この発明に基づく特許権の設定登録がなされたときは、その旨を乙に通知するものとする。

(権利侵害)

第13条 甲は、この発明に基づく特許出願公告後において、この発明の侵害があった場合は、甲は乙の申出により遅滞なくその排除の手段を講ずるものとする。

- 2 乙が、第三者の権利を侵害した場合、甲はその責めを負わないものとする。

(催告・解除)

第14条 甲は、乙に対し次の各号の一に該当するときは、是正の催告をし、催告があった後2週間を経過してもこれに応じないとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) この発明の実施について虚偽の報告その他不法の行為があったとき。
- (3) この発明が適切な方法、技術等で実施されずに成績が妥当でないとき又は正当な理由なくして実施しないとき。
- 2 甲は、この契約の締結が乙の虚偽の表示その他事実に反する報告に基づいてなされたことを知ったとき又は乙が、次の各号に掲げる者に該当することが判明したときは、甲は前項の規定にかかわらず、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

(損害賠償)

第15条 甲が、この契約を解除した場合において、乙に損害が生じても甲にその損害賠償を請求しないものとする。

(契約終了時の義務)

第16条 乙は、この契約の期間が満了したとき、契約の解除があったとき又はこの特許出願の拒絶査定が確定したとき、この発明にかかる製品であって実施料未納のものを所有し、又は占有する場合は、実施権の消滅にかかわらず、その製品に対応する実施料を支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の場合において、支払債務履行に必要な範囲で、なおこの契約に定める権利を有し、義務を負う。

(契約期間の更新)

第17条 乙は、この契約の期間を更新しようとするときは、甲に対しこの契約の期間満了1箇月前までに書面をもって甲に通知しその同意を得なければならない。

(契約経費の負担)

第18条 この契約に要する経費は、乙の負担とする。

(特許権の設定登録がなされたときの取扱い)

第19条 第3条第1号に定める期間中にこの発明に基づく特許権の設定登録がなされたときは、設定登録のあった日からこの契約を特許発明の実施許諾契約とみなす。この場合において、第7条第2項及び第12条第3項中「特許出願に関し、拒絶査定」並びに第16条第1項中「特許出願の拒絶査定」とあるのは「特許権の無効」と、第11条中「特許出願中であること」とあるのは「特許」と読み替えるものとする。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関する疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

年　　月　　日

(甲)　静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 氏　　名

(乙)